

京都市告示第 45 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成21年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人京都市生涯学習振興財団	京都市生涯学習総合センター及び京都市生涯学習総合センター山科の使用料の徴収	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(生涯学習総合センター事業部総務課)